

○議会基本条例達成状況検証実施要領

平成28年11月18日
合併及び地域政策調査
特別委員会決定

平成30年12月14日
地域政策及び議会改革
調査特別委員会決定

令和3年2月18日
議会改革調査特別
委員会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、議会基本条例第30条の規定により、同条例の達成状況の検証を円滑に進めるため、検証の方法及び検証結果の公表方法を定めるものとする。

(検証体制)

第2条 議会基本条例の検証は、議会改革調査特別委員会において行うものとする。

(検証方法)

第3条 議会基本条例の検証は、次に掲げる事項のとおり実施するものとする。

- (1) 検証は、原則として、各条項号ごとに行うものとする。
- (2) 検証は、次の3段階の評価とし、評価に際しては、検証の内容及び理由等を記載するものとする。
 - A：達成 … 当該条項は概ね(8割程度)その目的を達成した。
 - B：一部達成 … 当該条項は一部(5割程度)その目的を達成した。
 - C：未達成 … 当該条項は、目的を達成できなかった。(3割以下)
 - ー：対象外 … 当該条項は、検証の対象外とする。
- (3) 評価の管理は、次のとおり行うものとする。
 - 1：条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。
 - 2：達成に向けて今後の取組を検討する。
 - 3：条文の改正を検討する。
 - 4：その他

(検証結果の公表)

第4条 検証結果は、市ホームページ及び議会だより等に掲載し、広く市民に公表する。

(条例の改正)

第5条 条例改正の必要が生じた場合は、議会基本条例第30条の規定により、適切な措置を講じるものとする。

(市民意見の聴取)

第6条 前条により条例改正をする場合は、必要に応じ議会基本条例第16条の規定により、パブリックコメントを実施し、市民意見を聴取するものとする。なお、条例改正等の必要がない場合でも、議会報告会・意見交換会等を活用し、積極的に市民意見を聴取するものとする。

(議会への報告)

第7条 議会への検証結果報告は次に掲げる事項のとおり実施するものとする。

- (1) 議長に対し、検証報告書を提出するものとする。
- (2) 議員に対し、全員協議会等の場で報告するものとする。

附 則

この要領は、平成28年11月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年12月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月18日から施行する。